

魚津市告示第70号

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱（令和5年魚津市告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第2条 (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、増加する空家の対策として、市内の活性化と市民の安全・安心の向上を図るため、<u>危険老朽空家及び連棟空家の建屋（基礎を含む。）を解体する者</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 危険老朽空家の補助金の額は、解体工事費の2分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第2に掲げる金額を限度額とする。</p> <p>2 連棟空家（主）の補助金の額は、解体工事費の2分の1に10万円を加えた額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第3に掲げる金額を限度額とする。</p> <p>3 連棟空家（従）の補助金の額は、解体工事費の2分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第4に掲げる金額を限度額とする。</p> <p>4 <u>申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこととする。</u></p> <p>第6条－第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第11条の規定</p>	<p>第1条－第2条 (略)</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 市長は、増加する空家の対策として、市内の活性化と市民の安全・安心の向上を図るため、<u>危険老朽空家及び連棟空家を解体するもの</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 危険老朽空家の補助金の額は、解体工事費<u>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</u>の2分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第2に掲げる金額を限度額とする。</p> <p>2 連棟空家（主）の補助金の額は、解体工事費<u>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</u>の2分の1に10万円を加えた額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第3に掲げる金額を限度額とする。</p> <p>3 連棟空家（従）の補助金の額は、解体工事費<u>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</u>の2分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第4に掲げる金額を限度額とする。</p> <p>第6条－第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第11条の規定</p>

改正後	改正前
<p>は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1－別表第4 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号－様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第8条関係) 【別記2】</p> <p>様式第6号－様式第8号 (略)</p>	<p>は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1－別表第4 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号－様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号(第8条関係) 【別記2】</p> <p>様式第6号－様式第8号 (略)</p>

【別記 1】

改正後

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付申請書

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
電話
E-mail

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 空家の所在地	魚津市	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内
2 同時に解体する連棟空家の有無	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
3 建築年月	年 月	
4 解体工事期間	着工予定 年 月 日 ----- 完成予定 年 月 日	
5 解体工事業者	(業者名) (所在地)	
6 解体工事見積金額	金 円	
7 補助金申請履歴	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
8 市の調査	<input type="checkbox"/> 同意する	
9 市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納無し	<input type="checkbox"/> 滞納有り
10 申請に関する審査のための個人情報の取得	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない ※注意事項参照
<input type="checkbox"/> 申込書に記載した内容に虚偽はありません。		

【添付書類】

- 1 空家の現況写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
 - 2 空家の位置図
 - 3 解体工事見積書の写し
 - 4 個人情報の取得に関する承諾書（様式第 2 号）
- ※ 注意事項 同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の所有者が分かる書類を添付してください。

【別記 1】

改正前

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付申請書

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 空家の所在地	魚津市	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内
2 同時に解体する連棟空家の有無	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
3 建築年月	年 月	
4 解体工事期間	着工予定	年 月 日
	完成予定	年 月 日
5 解体工事業者	(業者名) (所在地)	
6 解体工事見積金額	金	円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
7 補助金申請履歴	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
8 市の調査	<input type="checkbox"/> 同意する	
9 市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納無し	<input type="checkbox"/> 滞納有り
10 申請に関する審査のための個人情報の取得	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
	※注意事項参照	
<input type="checkbox"/> 申込書に記載した内容に虚偽はありません。		

【添付書類】

- 1 空家の現況写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
- 2 空家の位置図
- 3 解体工事見積書の写し
- 4 個人情報の取得に関する承諾書（様式第 2 号）

※ 注意事項 同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の所有者が分かる書類を添付してください。

【別記 2】

改正後

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

住所

氏名

電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

記

1 空家の所在地	魚津市
2 解体工事費	金 円
3 補助金交付決定額	金 円
4 解体工事期間	着工年月日 年 月 日 完成年月日 年 月 日
5 解体工事業者名	(業者名) (所在地)

【添付書類】

- 1 解体工事請求書及び領収書の写し
- 2 解体工事着工前と完了後の写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

【別記 2】

改正前

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

住所

氏名

電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

記

1 空家の所在地	魚津市
2 解体工事費	金 円 <small>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</small>
3 補助金交付決定額	金 円
4 解体工事期間	着工年月日 年 月 日 完成年月日 年 月 日
5 解体工事業者名	(業者名) (所在地)

【添付書類】

- 1 解体工事請求書及び領収書の写し
- 2 解体工事着工前と完了後の写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。